

村山市立新幼保連携型認定こども園

指定管理業務仕様書

目次

1	施設の概要	1
2	指定の期間	2
3	法令等の遵守	2
4	指定管理者が行う業務の内容	2
5	職員の配置等	5
6	運営に要する経費、会計処理等	5
7	事業計画及び事業報告の提出	5
8	施設及び備品等	6
9	市と指定管理者の役割分担	7
10	協議	8
11	施設の平面図	9

令和3年5月

村山市子育て支援課

村山市立新幼保連携型認定こども園の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、関係法令等の他、この仕様書によるものとします。

I 施設の概要

- (1)名称 村山市立新幼保連携型認定こども園 ※名称を変更する予定です。
- (2)所在地 山形県村山市大字長善寺1636番地1
- (3)敷地面積 6,773㎡(市子育て支援センターと同敷地)
- (4)建築構造 鉄骨造、地上1階建
- (5)延床面積 1,588.97㎡(市子育て支援センターと同敷地)
- (6)建築年月日 平成3年4月1日
- (7)主要な施設 乳児室、保育室7、屋内遊戯室、プレイルーム、ランチルーム、調理室、事務室、医務室、トイレ、屋外遊技場、プール

○主な部屋の面積 ※施設の平面図は、別紙のとおり

名称	面積	名称	面積
保育室A	37.26㎡	乳児室	80.86㎡
保育室B	37.26㎡	屋内遊戯室	168.27㎡
保育室C	42.00㎡	プレイルーム	114.66㎡
保育室D	42.00㎡	ランチルーム	148.41㎡
保育室E	42.00㎡	調理室	71.83㎡
保育室F	42.00㎡	事務室	67.70㎡
保育室G	84.00㎡	医務室	16.81㎡

- (8)類型 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に規定する「幼保連携型認定こども園」として認定を受ける予定です。
- (9)定員 0歳児から5歳児までの計110人

《参考》予定している入所定員

①教育の定員 10人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員				3人	3人	4人	10人

②保育の定員 100人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	10人	10人	20人	20人	20人	20人	100人

※市と指定管理者が協議のうえ、年度途中で定員を超える児童(定員20%未満)を受け入れることが出来るものとします。

※入園希望の状況等を踏まえ、各年齢の人数を変更することがあります。

- (10)その他 ①令和4年4月1日に、市が運営する村山市立ちぐさ認定こども園(大久保地域)と村山市立冨本認定こども園(冨本地域)を村山市立戸沢保育園(戸沢地域)に統合し、「幼保連携型認定こども園」に移行して運営します。
- ②既に同敷地、同建物では、地域子育て支援拠点施設「市子育て支援センターぐんぐん」が運営を行っています。

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間内であっても指定を取り消すことがあります。期間内に指定を取り消す場合等については、別途、市と指定管理者とで協議を行い、適切な対応をとるものとします。

3 法令等の遵守

管理運営にあたっては、本仕様書のほか、基本協定、年度協定、地方自治法（昭和22年法律第67号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）、村山市保育所設置条例（昭和31年市条例第24号）、村山市立保育所使用料条例（昭和33年市条例第24号）、村山市立保育所・認定こども園の教育・保育時間等に関する規則（昭和35年市規則第17号）、村山市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年市規則第27号）、村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年市条例第2号）、村山市情報公開条例（昭和58年市条例第15号）、村山市個人情報保護条例（平成17年市条例第3号）及びその他関係法令等を遵守してください。

4 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者と締結する基本協定に基づき行う業務は、次のとおりとします。なお、指定管理者は自らが幼保連携型認定こども園を運営するものとし、業務の全てを他に委託又は請け負わせることは出来ませんが、個別業務の再委託についてはこの限りではありません。ただし、業務の再委託については、市と協議して行うことが出来ることとします。

(1)施設の運営に関すること

- ①市及び関係機関との連携を図り、利用者の安全確保とサービス向上を図るとともに、効率かつ効果的な運営を行うよう努めること。
- ②施設の運営に必要な目標、計画、指導計画、年間行事等を作成し、教育及び保育の事業を実施すること。
- ③保護者との連携を密にし、入所児童の安全の確保、健康の管理などについては、細心の注意を払うこと。
- ④保護者の意見・要望を聞くための運営協議会を設置し、その意向に配慮すること。ま

た、要望・苦情の対応体制を明確にすること。

- ⑤入所児童の年齢については、現在の年齢を基本とする。変更する必要がある場合は、市と指定管理者との協議により変更できるものとします。
- ⑥施設が行う教育及び保育に関する情報の提供、乳児、幼児等の保育に関する相談等の業務を行うよう努めること。

(2)保育時間に関すること

保育時間は、次のとおりです。

①通常保育時間

午前7時15分から午後6時15分まで（月曜日から土曜日まで）

※土曜日については、申し込みがあった場合のみとします。

②延長保育時間

午後6時15分から午後7時15分まで（月曜日から金曜日まで）

※これを超える時間帯の提案は出来るものとします。

(3)休園日に関すること

休園日は、次のとおりです。ただし、指定管理者は、必要に応じて市の承認を受けて、休園日に臨時に開園又は開園日に臨時に休園することが出来るものとします。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

④その他やむを得ない事由が生じたとき

(4)保育の充実に関すること

①個別の配慮が必要な児童に加配保育士を配置するなど、特別支援保育の充実に努めること。

②障がい児保育に理解を持ち、障がいの程度に応じた適切な保育を実施するよう努めること。

③教育及び保育サービスの向上、子育て支援についての提案は出来るものとします。

(5)安全管理に関すること

①事故防止を常に心がけ、職員教育、施設・遊具点検等を徹底し、危機管理及び緊急時・災害時の対応を明確にすること。

②緊急時・災害時の対応として、避難訓練等を実施すること。また、緊急連絡網等を整備し連絡先を明確にすること。

③事故が発生した場合は、人命救助を第一とし安全を確保し、その後、原因、状況及びこれに対する処置を市に報告すること。

④災害その他の理由により施設の使用制限をする必要がある場合は、市に報告すること。

(6)健康管理、保健衛生等に関すること

①嘱託医、嘱託歯科医を配置すること。

②児童の疾病の予防に留意し、常に保護者、嘱託医、保健所等と緊密に連携し、清潔な習慣、食生活、活動と休息のバランス、衣服調整、歯科衛生、感染症の予防等の注意

を払うこと。

- ③登園時の視診などにより日常の児童の健康状態を把握するとともに、身体測定、定期健康診断及び歯科検診、尿検査等を実施すること。
- ④施設内の整理整頓、清掃、害虫駆除、植栽管理等の環境整備等を行うため、定期清掃、消毒等を実施し、良好な保育環境を確保すること。

(7)給食の実施に関すること

- ①給食調理業務は、施設内の調理室を使用して、児童の発育発達状況、摂取状況、アレルギー等を考慮して提供すること。なお、0歳～2歳については主食を含み、3歳～5歳については、特定日を除き原則として主食を持参し、安全な食材を確保し提供すること。
- ②給食の運営が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。
- ③給食食材の調達にあたっては、地元業者を利用するよう努めること。

(8)施設及び設備の維持管理に関すること

- ①施設、設備の修繕に係る費用については、1件につき15万円まで及び年間総額50万円までは、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとします。ただし、それ以外のものについては、市と指定管理者とで協議を行うものとします。なお、建物の構造耐力上主要な部分の維持修繕については、必要に応じて市が実施するが、施設の管理に付随する軽微な維持修繕は上記範囲において指定管理者が実施するものとします。また、著しい施設の損傷や機能低下を発見した場合は、速やかに市へ連絡し、市と指定管理者とで協議を行い対応するものとします。
- ②休日夜間等について、火災監視及び設備監視等を行うこと。
- ③日常清掃のほか、必要に応じて各設備等の清掃、植栽等の維持管理、施設周辺の清掃等を行うこと。
- ④消防法等により法定点検及び定期点検が必要な場合は、各種規定に基づき、適切に実施すること。

(9)連絡調整等に関すること

- ①他の市内保育施設及び公共施設との連携を図ること。
- ②民生委員児童委員、近隣住民等との連携を図り、地域の子育て支援に寄与すること。
- ③保育実習生、職業体験の受け入れに配慮すること。
- ④市の実施する事業に協力すること。
- ⑤虐待を受けた疑いのある児童を発見した場合は、市及び関係機関に速やかに連絡すること。

(10)連携保育施設に関すること

地域型保育事業所(家庭的保育、小規模保育等)が近隣地域に開所した場合、相談、助言及び指導等について協力すること。

(11)その他の業務

- ①指定管理者は、自らリスクに対して適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災

共済保険については、市が加入します。

- ②毎月の行事予定を当該月の前月の別途定める日までに市へ提出すること。
- ③毎月5日までに、当該月1日現在の在園児の状況、前月の延長保育の実施状況を市へ報告すること。なお、提出様式については別途定めます。
- ④保育等を行っている際に事故が発生した場合及び通園途中に事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を行うとともに、市及び保護者へ報告すること。
- ⑤指定管理者及び管理業務に従事している者は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用を禁じます。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後も同様とします。
- ⑥地域の遊び場の確保のため、園庭の開放に努めること。

5 職員の配置等

- (1)施設の職員の配置について、幼保連携型認定こども園の設置基準を満たすこと。
- (2)施設の職員の配置は、現在の保育士等の人数を参考にし、年齢構成及び経験年数等バランスを考慮すること。また、調理師及び管理栄養士を配置すること。
- (3)職員の勤務形態は、施設の管理運営の実施に支障がないように定めること。
- (4)職員の安定的、継続的な雇用に努めること。
- (5)職員に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (6)職員の雇用にあたっては、現在就労している保育士及び調理員等の雇用に配慮すること。
- (7)保育士及び調理員等の雇用にあたっては、現在の運営者の賃金単価を下回らないように努めること。
- (8)職員の健康診断を行うなど、健康管理について留意すること。

6 運営に要する経費、会計処理等

- (1)指定管理者は、管理業務に必要な経費を市が支払う指定管理料によって賄うものとする。
- (2)指定管理料は、毎会計年度ごとに、市と指定管理者の協議に基づき決定し、市が指定管理者に支払うこととします。ただし、入所児童数によって当該指定管理料の額に増減があるものとします。
- (3)会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

7 事業計画及び事業報告の提出

- (1)指定管理者は、市が指定する日までに、翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市に提出すること。
- (2)会計年度終了後、市が定める期限までに実施状況及び利用状況、経費の収支状況等を記載した事業報告書を作成し、市に提出すること。
- (3)指定管理者は、年度事業終了後、施設の管理運営に関して自己評価を行い市に提出すること。

8 施設及び備品等

- (1)市が調達した備品及び物品等については、指定管理者は無償でこれを使用できるものとします。
- (2)指定管理者は、施設、備品及び物品等について、善良な管理者の注意義務を持って管理すること。
- (3)指定管理料により購入した備品は、市に帰属するものとし、指定管理者は台帳を整備するなどして管理するものとします。
- (4)指定管理者は、施設及び備品を当該指定管理業務以外の目的で使用することは出来ないものとします。

9 市と指定管理者の役割分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次のとおりです。

リスクの種類	内 容	市	管理者
保育等サービスと需要の変動	入園の決定、保育料及び保育料減免の決定	○	
	保育及び教育の内容及びサービスの変動		○
	利用者数の変動に伴う収入の変動		○※1
維持管理	市の指定以外の要因による維持管理費の増大（物価変動、金利変動、資金調達等）		○
	市の指示による維持管理費の増	○	
	施設の管理運営上の対応（警備・苦情対応等）		○
	施設、設備の修繕（1件15万円未満）		○
	施設、設備の修繕（1件15万円以上）	○	
	経年劣化等による大規模修繕	○	
	指定管理者の瑕疵による損害の修繕		○
不可抗力	自然災害（地震・台風等）等の不可抗力による業務の変更、中止、延期	○※2	
	不可抗力により第三者に与えた損害	○	
	不可抗力による事故等の対応		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由による二次被害の発生又は被害の拡大による損害		○
第三者賠償	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	市に帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○	
法令・税制度の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	消費税税率の変更及び法人税等の変更・新設		○
債務不履行	指定管理者による業務又は提案及び協定内容の不履行		○
	市による協定内容の不履行	○	
事業終了時の費用	指定管理終了後又は期間途中における業務の停止、もしくは指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

※1 保育等に係る利用者数変動による収入の変動については、一月につき80%までこれを保障します。

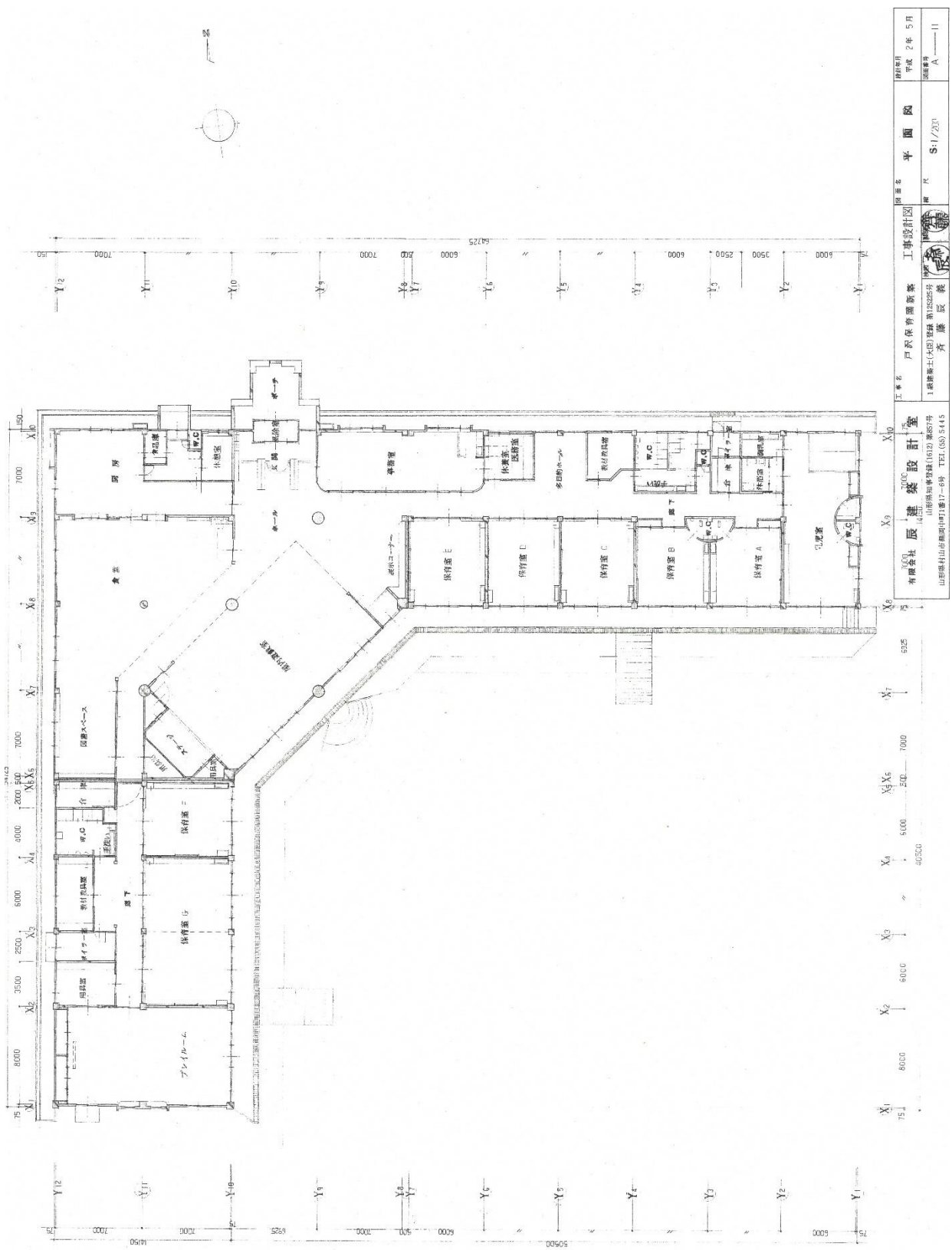
※2 建物及び設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命ずることがあります。復旧可能な場合は、その復旧に要する経費は、市と指定管理者が協議を行うこと

とします。

10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議し決定するものとします。

I I 施設の平面図



設計者 戸沢保寿園新築 1 敷地調査員 前15225号 貞藤 広 義	平面図 S1/231	図号 A-11
設計者 有田設計 山形県山形市南町1丁目1番7-6号 TEL:055-5413	工事名 戸沢保寿園新築 1 敷地調査員 前15225号 貞藤 広 義	図号 A-11